

びわ湖材産地証明事業（品質認定取得支援）実施要領

	平成24年7月2日	滋森流第31号
一部改正	平成27年4月1日	滋森流第24号
一部改正	令和3年4月1日	滋森流第43号
一部改正	令和4年8月1日	滋森流第61号

第1 趣旨

県内で生産された木材であることを示し、地域における木材利用を促すために創設された「びわ湖材産地証明制度」の普及啓発により、住宅建築などでは県産木材の利用が進んできたが、これをさらに公共建築へ広げていくためには、びわ湖材を用いた製材の品質を向上させるとともに、その信頼性を高めるための品質証明が不可欠である。

そこで、林産物の品質証明にあたっては一般的であり、最も汎用性の高い品質証明制度である日本農林規格において、製材の日本農林規格（平成19年8月29日農林水産省告示第1083号）（以下「JAS」という。）に基づく認定の取得を支援することにより、公共建築物などの建築部材としても利用される木材製品の生産を促進し、間伐材の有効活用や二酸化炭素の固定に資するものとする。

第2 事業内容

事業主体が、県内にある自らの製材事業所において、びわ湖材を用いて構造用製材または造作用製材の乾燥材を生産するために、JASに基づく認定を新たに取得するにあたり、その新規認定に必要となる経費の一部を補助する。

第3 事業主体

事業主体は、びわ湖材産地証明制度要綱（平成18年5月29日付け滋林緑第456号滋森保第473号）およびびわ湖材産地証明制度実施要領（県産木材活用推進協議会）に基づいて、県産木材活用推進協議会により認定されたびわ湖材取扱認定事業体のうち、「滋賀県木材業者および製材業者登録条例（昭和29年滋賀県条例第66号）」に基づき、製材業者として登録されている事業体（以下「事業体」という。）および複数の事業体で構成される団体とする。

第4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

ただし、既に認定を取得している品目において乾燥材に係る区分の認定を新たに取得する場合および目視等級区分構造用製材から機械等級区分構造用製材へ移行する場合は、新規認定と同様と見なすこととする。

- ① JAS認定の取得に必要な新規認定手数料
- ② JAS認定の新規認定時に必要となる製品の検査および試験料
- ③ JAS認定の新規認定時に必要となる資格者の講習等に係る受講料
- ④ JAS認定の新規認定時に必要となる資格者の資格検定試験手数料

第5 補助率

補助率は、1 / 2 以内とする。

第6 事前協議

- 1 事業主体は、補助金交付申請に先立ち、事業実施計画書（別紙様式）を知事へ提出するものとする。
- 2 知事は、前項の事業実施計画書の内容を審査し、適正と認められる場合は事業主体へ補助金を内示するものとする。

第7 補助金交付申請

事業主体は、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）第3条に規定する交付申請書には、滋賀県森林・林業関係補助金交付要綱（昭和61年11月20日伺定。以下「要綱」という。）第4条に規定する事業計画書を添付するものとする。

第8 実績報告

事業主体は、規則第12条に規定する実績報告書には、要綱第9条に規定する事業実績書に次に定める書類を添えて、知事へ提出しなければならない。

- ①本事業により取得したJAS認定証の写し
- ②本事業により取得した資格認定証の写し
- ③補助対象となった手数料等の領収書等の写し

第9 その他

事業の実施に関して必要な事項は、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

付則

- この要領は、平成24年7月2日から施行する。
この要領は、平成27年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
この要領は、令和4年8月1日から施行する。

別紙様式

番 号
年 月 日

(あて先)
滋賀県知事 あて

申請者 住 所
氏 名

年度びわ湖産地証明事業
(品質認定取得支援) 実施計画書の提出について

別添事業実施計画書に基づき事業を実施したいので、計画書を提出します。

びわ湖材産地証明事業（品質認定取得支援）実施計画書

1. 事業の目的

2. 事業実施期間 自 年 月 日
至 年 月 日

3. 事業計画

(1) 取得しようとする認定の品目等

品 目	区 分	認定 タイプ	備 考

(2) 事業費内訳

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		県補助金	その他	
	円	円	円	
計				—

※県補助金合計は、千円未満切捨とすること。

区分の欄には、新規認定手数料などの補助対象経費を記入すること。

4. 収支予算

(1) 収 入

区 分	金 額	備 考
計		—

(2) 支 出

区 分	金 額	備 考
計		—